

答 申

諮問第18号

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に対し、平成26年9月2日付け海建用第90号で行った保有個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

本件異議申立てに至る経過は、以下のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）第16条第1項に基づき、実施機関に対し、平成26年8月19日付けで「平成13年3月23日付和歌山地方法務局に申出した立件番号858号～889号に添付した『不動産申請仮処分事件』の個人情報取得年月日、取得方法、利用又は使用同意書（承諾書）等わかる文書の開示。」と記載された保有個人情報の開示請求を行った。

2 本件処分

実施機関は、開示請求対象について、作成又は取得していないため、平成26年9月2日付けで本件処分を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年9月4日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すことを求めるものである。

2 異議申立ての理由等

異議申立人が、異議申立書及び意見書並びに審議会における説

明及び意見聴取によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 開示請求対象は異議申立人の個人情報であり、当該個人情報を実施機関は利用している。
- (2) 開示請求対象は、実施機関が保有しておかなければならないものである。
- (3) 実施機関は、種々の不正行為を行っている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の保有個人情報非開示決定通知書及び理由説明書並びに審議会における説明及び意見聴取によって主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

本件開示請求対象に係る業務は平成13年3月頃に実施されたものである。一方、条例は平成14年12月24日に公布され、平成15年7月1日（一部は公布日）に施行されたものである。

よって、条例施行前に行われた本件開示請求対象に係る業務の個人情報の取扱いについて、条例の適用は受けず、その取扱いに係る記録等も作成又は取得していないため本件処分とした。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

開示請求対象について、異議申立人は、保有しておかなければならないものであると主張するが、条例施行前に行われた個人情報の取扱いについては、条例の適用は受けないことより、その取扱いに係る記録等は作成又は取得していないと見ることが相当であると判断する。

よって、実施機関が、本件開示請求対象を作成又は取得していないため非開示とした決定は妥当である。

2 結論

以上により、当審議会は、本件処分に関し「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関が種々の不正行為を行っているとの異議申立人の主張は、本件処分の妥当性の判断に関係しないものであり、当審議会が審議する事柄ではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年 9月11日	○諮問（実施機関）
平成26年10月 1日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年10月10日	○異議申立人から意見書を受理
平成27年10月30日	○審議
平成27年12月22日	○実施機関からの説明及び意見聴取
平成28年 1月19日	○異議申立人からの説明及び意見聴取
平成28年 2月22日	○審議
平成28年 3月16日	○審議